

令和7年度 沼津市立今沢中学校 いじめ防止基本方針 R7.4.1

令和7年2月10日改定

〔いじめ防止等の組織〕

- ・「いじめ対策委員会」（校長、教頭、学年主任、該当担任、養教、SC）を設置し、いじめに対して組織的に対応する。

〔未然防止〕

1 教育活動全体を通した指導

- ・学校教育目標、学校経営目標、教育の重点の意識化。
- ・道徳教育、人権教育、情報モラル教育、特別支援教育、体験学習。

2 授業づくり

- ・「わかる、できる」を実感する。ユニバーサルデザインを意識。落ち着いた環境づくり。

3 学級づくり

- ・いじめを許容しない雰囲気づくり。居場所があり、成就感・充実感をもてる集団。

〔早期発見〕

1 姿勢

- ・いじめは、「いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる」という認識のもと、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

2 校内連携

- ・全校生徒を全職員で見る意識を持つ。いじめに該当するか否か一人で判断せず、学年主任、管理職等へ速やかに報告する。
- ・スクールカウンセラー、支援員と連携し、情報交換を積極的に行う。

3 認知

- ・学期ごとにアンケート実施、教育相談期間を設定。
- ・三者面談（1、2学期）、学級懇談会等で情報の収集・共有。
- ・相談窓口（全職員）

4 保護者・地域との連携

- ・いじめを受けた側・いじめた側の保護者との連携・協働。

〔対処〕

1 ケース会議等

- ・職員の役割分担、指導方法・手順の検討。モニタリング（3か月目途）の確認。

2 いじめを受けた生徒・保護者に対する支援・対応

- ・対応方針について、生徒及びその保護者に説明。解消まで見守り。カウンセリング等支援。

3 いじめた側の生徒・保護者に対する対応・指導

- ・行為が許されないことを十分に自覚させる。謝罪方法を検討する。いじめの背景にある要因についても検証し、再発防止に努める。

4 集団に対する対応・指導

- ・観衆、傍観者から仲裁者、相談者として行動がとれるよう支援する。再発防止に向け集団としてなすべきことを考える機会をもつ。

5 市教委への報告・連携

- ・重大事態か否かを見極め、正確に報告し、連携を図る（別紙資料1、2参照）。

6 関係機関との連携

- ・必要に応じて、警察、少年サポートセンター等と連携を図る。学校運営協議会で情報共有。

7 情報の整理・管理

- ・対応の記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の作成と保管。

〔検証〕

- ・学校評価会議でいじめ防止の取り組みについて検証し、いじめ防止基本方針の見直しを図る。
- ・学校運営協議会でいじめ防止基本方針を検証する。

沼津市立今沢中学校いじめ防止基本方針 資料2「いじめ対応フロー図」

令和7年4月1日

作成：令和6年9月10日 改定日：令和6年12月3日、令和7年2月10日

